

長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱

平成28年12月6日

告示第843号

(趣旨)

第1条 長崎市地域支援事業実施規則(平成18年長崎市規則第49号。以下「規則」という。)に基づき、規則第3条第1項第1号に規定する介護予防・生活支援サービス事業(以下「第1号事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び規則で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 訪問型サービス 規則第3条第1号ア(ア)及び(イ)に規定する事業

(2) 通所型サービス 規則第3条第1号イ(ア)及び(イ)に規定する事業

(事業対象者要件の確認)

第3条 規則第6条第2項に規定する市長が別に定めるところにより、市長又は居住地を管轄する地域包括支援センターの確認を受けなければならない者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要介護認定又は要支援認定を受けていない者で、要介護認定又は要支援認定の申請を行っていないもの

(2) 要介護認定又は要支援認定を既に受けている者で、当該認定の有効期間の満了にあたり、要介護認定又は要支援認定の申請を行わないもの

2 前項の規定による確認は、市長又は地域包括支援センターが基本チェックリスト(省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第197号)に掲げる様式第1をいう。以下同じ。)を用い、原則、本人との面接にて行うものとする。

(介護予防ケアマネジメントの届出)

第4条 次の各号に掲げる者(以下「利用者」という。)は、それぞれ当該各号に定める期限までに、市長に介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(第1号様式。以下「依頼届出書」という。)により、介護予防ケアマネジメントの届出をしなければならない。

(1) 前条第1項第1号に該当する者 基本チェックリストによる確認を実施した日から

概ね1か月以内

(2) 前条第1項第2号に該当する者のうち認定有効期間の満了の日の翌日から第1号事業を受けようとするもの 既に受けている認定の有効期間の満了の日の1か月前から満了の日まで

2 前項の届出は、利用者に代わって、当該利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センター等が行うことができる。

(第1号事業に要する費用の額の算定)

第5条 規則第21条に規定する市長が別に定めるところにより算定した額は、別記1、別記2又は別記3に定める単位数に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額とする。

(1) 訪問型サービス 10円に、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める本市の地域区分における介護予防訪問介護の割合を乗じて得た額

(2) 通所型サービス 10円に、単価告示に定める本市の地域区分における介護予防通所介護の割合を乗じて得た額

(3) 介護予防ケアマネジメント 10円に、単価告示に定める本市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

2 前項の規定により第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(介護予防サービス費等の額の特例に相当する事業)

第6条 市長は、指定事業者による第1号事業を利用する第1号事業対象者に対し、法第115条の45の3第2項及び省令第140条の63の2第3項の規定に基づき、法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例に相当する事業（以下「特例給付相当事業」という。）を実施するものとする。

2 特例給付相当事業の実施については、長崎市介護保険に関する規則（平成12年規則第66号）第20条及び居宅介護サービス費等の額の特例に関する要綱（平成14年長崎市告示第81号）の規定を準用する。

(特例第1号事業支給費の支給)

第7条 市長は、法第54条第1項第3号の規定に該当する場合には、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年厚生省告示第99号）に該当する地域に住所を有する第1号事業対象者に対し、特例第1号事業支給費を支給する。

2 特例第1号事業支給費の額は、第5条の規定により算定した費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に第1号事業に要した費用の

額)とする。

- 3 市長は、特例第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る第1号事業を実施する事業者若しくは事業者であった者若しくは当該事業を担当する者又は担当した者（以下この項において「第1号事業を担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、第1号事業を担当する者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは第1号事業を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 第1号事業支給費の支給限度額は、次に掲げる各号の規定によるものとする。

- (1) 第1号事業対象者に係る支給限度額は、法第55条第1項の規定を準用する。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、規則第5条第1項第2号に規定する第1号被保険者に係る支給限度額は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額（平成12年厚生省告示第33号）第2号イに規定する単位数により算定した額とする。
- 2 同じ月に介護予防サービス及び第1号事業の提供を受けた場合における前項の規定の適用は、介護予防サービスに係る単位数と第1号事業に係る単位数を合計したものとする。
(高額介護予防サービス費等相当事業)

第9条 市長は、指定事業者による第1号事業を利用する第1号事業対象者に対し、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を実施することができる。

- 2 高額介護予防サービス費等相当事業の所得判定及び利用者負担限度額その他高額介護予防サービス費等相当事業の実施について必要な事項については、法第61条及び法第61条の2の規定を準用する。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 長崎市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱第3条に規定する事業対象者要件の確認及び第4条に規定する介護予防ケアマネジメントの届出その他の行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年4月5日長崎市告示第267号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記1 (第5条関係)

1 介護予防訪問介護相当サービス費 (1月につき)

- (1) 介護予防訪問介護相当サービス費(I) 1,168単位
- (2) 介護予防訪問介護相当サービス費(II) 2,335単位
- (3) 介護予防訪問介護相当サービス費(III) 3,704単位

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問介護相当サービス事業者(長崎市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成28年長崎市告示第 号。以下「基準要綱」という。))第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。))が、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 介護予防訪問介護相当サービス費(I) 介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。))又は介護予防ケアプラン(基準要綱第14条に規定する「介護予防ケアプラン」をいう。))をいう。以下同じ)により週1回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

イ 介護予防訪問介護相当サービス費(II) 介護予防サービス計画等により週2回程度の介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者

ウ 介護予防訪問介護相当サービス費(III) 介護予防サービス計画等によりイに掲げる回数を超える介護予防訪問介護相当サービスが必要とされた者(その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第2条第1項第2号に掲げる区分である者又は退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながる場合等利用者の状態により、市長が必要と認める者に限る。))

注2 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者(基準要綱第6条第2項

に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)を配置している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

注3 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の登録を受けたものに限る。)若しくは指定介護予防訪問介護相当サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定介護予防訪問介護相当サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 特別地域介護予防訪問介護加算は、厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。以下「地域告示」という。)に規定する地域に所在する指定介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問介護加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 中山間地域等における小規模事業所加算は、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号。以下「中山間地域告示」という。)第1号に規定する地域に所在し、かつ1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、指定介護予防訪問介護相当サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(基準要綱第11条に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。)を越えて、介護予防訪問介護相当サービスを

行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所以外の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が介護予防訪問介護相当サービスを行った場合に、介護予防訪問介護相当サービス費は、算定しない。

注9 利用者が一の指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において介護予防訪問介護相当サービスを受けている間は、指定生活援助サービス事業所（基準要綱第45条第1項に規定する指定生活援助サービス事業所をいう。以下同じ。）が生活援助サービスを行った場合に、生活援助サービス費は、算定しない。

(4) 初回加算 200単位

注 指定介護予防訪問介護相当サービス事業所において、新規に介護予防訪問介護相当サービス計画（基準要綱第39条第2項第1号に規定する介護予防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問介護相当サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問介護相当サービスを行った日の属する月に介護予防訪問介護相当サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）を行った際にサービス提供責任者が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした介護予防訪問介護相当サービス計画（基準要綱第42条第1項第2号に規定する介護予

防訪問介護相当サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した場合であって、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問介護相当サービス計画に基づく介護予防訪問介護相当サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問介護相当サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 介護職員処遇改善加算

注 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。)第100号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防訪問介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護相当サービスを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1)から(5)までにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 生活援助サービス事業費(1回につき)

(1) 生活援助サービス事業費 209単位

注1 利用者に対して、指定生活援助サービス事業所の従業者(同項に規定する従業者をいう。以下同じ。)が、生活援助サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。

注2 生活援助サービス費に係る算定回数限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画等により、週1回程度の利用が必要と認められた場合 週1回まで

イ 介護予防サービス計画等により、週2回程度の利用が必要と認められた場合 週2回まで

注3 指定生活援助サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定生活援助サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は指定生活援助サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、生活援助サービス事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注4 地域告示に規定する地域に所在する指定生活援助サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従業者が生活援助サービスを行った場合は、特別地域生活援助加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注5 中山間地域等における小規模事業所加算は、中山間地域告示第1号に規定する地域に所在し、かつ1月当たり実利用者数が5人以下の生活援助サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の従業者が生活援助サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注6 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、生活援助サービス事業所の従業者が、中山間地域告示第2号に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活援助サービスを行った場合は、中山間地域居住者サービス提供加算として、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助サービス費は、算定しない。

注8 利用者が一の生活援助サービス事業所において生活援助サービスを受けている間は、当該指定生活援助サービス事業所以外の指定生活援助サービス事業所が生活援助サービスを行った場合に、生活援助サービス費は、算定しない。

(2) 生活機能向上連携加算 100単位

注 利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際に訪問事業責任者(基準要綱第45条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)が同行し、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画(基準

要綱第56条第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活援助サービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。)を作成した場合であつて、当該理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく生活援助サービスを行ったときは、初回の当該生活援助サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第100号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定生活援助サービス事業所が、利用者に対し、生活援助サービスを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(2)までにより算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1)から(2)までにより算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1)から(2)までにより算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別記2 (第5条関係)

1 介護予防通所介護相当サービス費 (1月につき)

(1) 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた第1号事業対象者 1,647単位

(2) 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた第1号事業対象者 3,377単位

注1 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第71号の基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所(基準要綱第59条第1項に規定する指定介護予防通所介護相当サービス事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、

利用者の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

注2 指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者（基準要綱第59条第1項に規定する従業者をいう。以下同じ。）が、中山間地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（基準要綱第71条において準用する第11条第1項に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注3 基準告示第18号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、若年性認知症利用者（政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。）に対して指定介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所介護相当サービス事業所以外の指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、指定ミニデイサービス事業所（基準要綱第77条第1項に規定する指定ミニデイサービス事業所をいう。以下同じ。）がミニデイサービスを行った場合に、ミニデイサービス費は、算定しない。

注7 利用者が一の指定介護予防通所介護相当サービス事業所において介護予防通所介護相当サービスを受けている間は、短期集中型通所サービスを行った場合に、短期集中型通所サービス費は算定しない。

注8 指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所介護相当サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所介護相当

サービス事業所に通う者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、1月につき、次のア及びイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 376単位

イ 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 752単位

(3) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定介護予防通所介護相当サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所介護相当サービス計画（基準要綱第73条第1項第2号に規定する介護予防通所介護相当サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ 介護予防通所介護相当サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(4) 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算

する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」という。)を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

(5) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(7)において「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「管理栄養士等」という。以下同じ。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

(6) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下

機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(7)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所介護相当サービス事業所であること。

(7) 選択的サービス複数実施加算

注 基準告示第109号に規定する基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位

イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位

(8) 事業所評価加算 120単位

注 基準告示第110号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所において、評価対象期間（厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第82号に規定する期間をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

(9) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第111号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次のアからウまでに掲げる利用者

の区分に応じて1月につきそれぞれアからウまでに定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ

(ア) 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 72単位

(イ) 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 144単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ

(ア) 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48単位

(イ) 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 96単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 24単位

(イ) 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度の介護予防通所介護相当サービスが必要とされた事業対象者 48単位

(10) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第112号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護相当サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護相当サービスを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1)から(9)までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(V) ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

2 ミニデイサービス費

(1) ミニデイサービス事業費 328単位 (1回につき)

注1 基準要綱に定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所において、ミニデイサービスを行った場合に、利用者の数又は介護職員の員数が、通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は、同号の規定の例により算定する。

注2 ミニデイサービス費に係る算定回数の限度は、次のとおりとする。

ア 介護予防サービス計画等により、週1回程度の利用が必要と認められた場合 週1回まで

イ 介護予防サービス計画等により、週2回程度の利用が必要と認められた場合 週2回まで

注3 指定ミニデイサービス事業所の従業者が、中山間地域告示に規定する地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(基準要綱第82条において準用する第11条第1項に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、ミニデイサービス事業を行った場合は、1回につき100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注4 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、ミニデイサービス事業費は、算定しない。

注5 利用者が一の指定ミニデイサービス事業所においてミニデイサービス事業を受けている間は、指定介護予防通所介護相当サービス事業所が介護予防通所介護相当サービスを行った場合に、介護予防通所介護相当サービス費は、算定しない。

注6 利用者が一の指定ミニデイサービス事業所においてミニデイサービス事業を受けている間は、短期集中型通所サービスを行った場合に、市長が必要と認められる場合を除き、短期集中型通所サービス費は、算定しない。

注7 指定ミニデイサービス事業所と同一建物に居住する者又は指定ミニデイサービス事業所と同一建物から当該指定ミニデイサービス事業所に通う者に対し、ミニデイサービス事業を行った場合は、1回につき87単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、

この限りでない。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下この注において「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算又は口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

ア 指定ミニデイサービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定したミニデイサービス事業計画（基準要綱第84条第1号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、ミニデイサービス事業の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

イ ミニデイサービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 運動器機能向上加算 225単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 理学療法士等を1名以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定ミニデイサービス事業所であること。

(4) 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 管理栄養士を1名以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定ミニデイサービス事業所であること。この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「ミニデイサービス事業」と、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定ミニデイサービス事業所」と、「看護職員又は介護職員」とあるのは「介護職員」と読み替えるものとする。

(5) 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、従業者その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っていると同時に、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準のいずれにも該当しない指定ミニ

デイサービス事業所であること。この場合において、同号中「指定介護予防通所介護」とあるのは「ミニデイサービス事業」と、「指定介護予防通所介護事業所」とあるのは「指定ミニデイサービス事業所」と、「看護職員又は介護職員」とあるのは「介護職員」と読み替えるものとする。

(6) サービス提供体制強化加算

注 基準告示第111号に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所が、利用者に対し、ミニデイサービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる利用者の区分に応じて1月につき次に定める所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

(ア) 要支援1又は介護予防ケアプランにより週1回程度のミニデイサービスが必要とされた事業対象者 24単位

(イ) 要支援2又は介護予防ケアプランにより週2回程度のミニデイサービスが必要とされた事業対象者 48単位

(7) 介護職員処遇改善加算

注 基準告示第112号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定ミニデイサービス事業所が、利用者に対し、ミニデイサービスを行った場合は、次のアからエまでに掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、それぞれアからエまでに定める単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1)から(6)までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

別記3 (第5条関係)

介護予防ケアマネジメント費

- (1) 介護予防ケアマネジメントA（1月につき） 430単位
- (2) 介護予防ケアマネジメントB（1月につき） 396単位
- (3) 介護予防ケアマネジメントC（1回につき） 331単位

注1 介護予防ケアマネジメント費は、長崎市地域包括支援センターが、利用者に対して第1号介護予防支援事業を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 介護予防ケアマネジメントA 介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。

イ 介護予防ケアマネジメントB 緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、サービス担当者会議等を省略したものをいう。

ウ 介護予防ケアマネジメントC 緩和した基準による介護予防ケアマネジメントであって、基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメントをいう。

注2 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合を除く。）若しくは介護予防認知症共同生活介護（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、介護予防ケアマネジメント費は、算定しない。

- (4) 初回加算 300 単位

注 長崎市地域包括支援センターにおいて新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメントA及びBに限る。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

- (5) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300 単位

注 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護（長崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成25年長崎市条例第13号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等に係る計画（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第10項）の作

成等に協力した場合（介護予防ケアマネジメントA及びBに限る。）に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

第1号様式（第4条関係）

介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

| | | | |
|--|--|------------------|-------|
| | | 区 分 | |
| | | 新規・変更 | |
| 被 保 険 者 氏 名 | | 被 保 険 者 番 号 | |
| フリガナ | | | |
| | | 個 人 番 号 | |
| | | | |
| | | 生 年 月 日 | 性 別 |
| | | 年 月 日 | 男 ・ 女 |
| 介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する地域包括支援センター | | | |
| 地域包括支援センター名 | | 地域包括支援センターの所在地 〒 | |
| | | | |
| | | 電話番号 () | |
| 介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 | | | |
| 居宅介護支援事業所名 | | 居宅介護支援事業所の所在地 〒 | |
| | | | |
| | | 電話番号 () | |
| 地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 | | | |
| 変更年月日 (年 月 日付) | | | |
| <p>(あて先) 長崎市長 上記の地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)に介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>被保険者 住 所 氏 名 電話番号 ()</p> | | | |